

○自動車の使用者に対する是正措置命令

第74条の3第8項

改正 令和5年12月1日

令和8年4月1日

処分基準

令和8年4月1日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第74条の3第8項
処分の概要	自動車の使用者に対する是正措置命令
原権者（委任先）	岡山県公安委員会
法令の定め	
処分基準	別紙のとおり
問い合わせ先	交通部交通企画課安全指導係

## 別紙

### 1 用語の意義

この基準における用語の意義は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）及び道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「府令」という。）で使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 自動車の使用者

自動車を使用する権原を有する者で、かつ、自動車の運行を総括的に支配することのできる地位にある者をいう。

#### (2) 是正措置命令

岡山県公安委員会が、法第 74 条の 3 第 8 項の規定により、自動車の使用者に対し、是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることをいう。

#### (3) 必要な権限

安全運転管理者が、法第 74 条の 3 第 2 項の業務を行うため必要となる事業所内の権限をいう。

### 2 是正措置命令を行う基準

是正措置命令は、次のいずれかに該当することとなった場合に行うことを原則とする。

#### (1) 自動車の使用者が、安全運転管理者に対し、必要な権限を与えていないため自動車の安全な運転が確保されていない場合

具体的には、夜間又は長距離の運転時における交替運転者を配置する権限を安全運転管理者に与えていないことにより、運転者が過労による居眠り運転に起因する交通事故を起こした場合等が該当する。

#### (2) 自動車の使用者が、安全運転管理者が法第 74 条の 3 第 2 項の業務を行うため必要な機材を整備していないため自動車の安全な運転が確保されていない場合

具体的には、運転者に対する酒気帯びの有無の確認を行うために必要な数のアルコール検知器を用意していないことにより、当該確認が適切に行われず、運転者が酒気帯び運転を行った場合等が該当する。